



平成 30 年 5 月 15 日

各 位

会社名 東京インキ株式会社
代表者名 代表取締役社長 大橋 淳男
(コード番号 4635 東証第 2 部)
問合せ先 総務部長 大蔵 博
(TEL. 03-5902-7651)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 28 日に開催を予定している当社第 146 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、現行定款第 22 条(任期)が規定する取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮し、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。
- (2) 機動的な配当政策および資本政策を図ることを可能とするため、剰余金の配当等について、株主総会の決議によるほか、取締役会の決議により行うことができるよう、変更案第 45 条(剰余金の配当等の決定機関)の新設に伴い、内容が重複する、現行定款第 7 条(自己株式の取得)および第 47 条(中間配当)を削除し、剰余金の配当の基準日に第 2 項を追加するものであります。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 30 年 6 月 28 日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 28 日(木曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 21 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 23 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 46 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>② <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>③ (新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 47 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 48 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 7 条～第 20 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 22 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 45 条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 46 条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>③ <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 47 条 (現行どおり)</p>

以上